



# 島根県報

平成17年4月19日 (火)  
第 1,668 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

<b>規 則</b>		
島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水 産 課)	1
<b>告 示</b>		
ヨ－ネ病の発生	(農畜産振興課)	2
土地改良事業変更計画書の縦覧	(農 村 整 備 課)	2
<b>公 告</b>		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (3件)	(環境生活総務課)	2
臨港地区の区域の案の縦覧	(港 湾 空 港 課)	4
<b>選管告示</b>		
政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出することができない団体		4
<b>人委規則</b>		
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		5

### 公布された条例等のあらまし

- ◇島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第80号)
  - 1 規則の概要  
担当業務の見直しに伴い職名に係る規定を整理することとした。(様式第2号(5)・様式第2号(6)関係)
  - 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月19日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第80号

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和54年島根県規則第77号) の一部を次のように改正する。

様式第2号(5)中「生活改良普及員」を「水産業普及員」に改める。

様式第2号(6)中「意見 (生活改良普及員又は水産業改良普及員の意見) 」を「水産業普及員の意見」に改め、「(注) 貸付活動の態様及び内容に応じて、生活改良普及員又は水産業改良普及員が記入する。」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県告示第526号

ヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月19日

島根県知事 澄 田 信 義

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年月日	発生頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病 (患畜)	牛	平成13年 7月8日	1頭	出雲市	平成17年 3月31日	

島根県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の変更施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査した結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年4月19日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
斐川町	若宮地区用排水施設事業（ため池等整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	斐川町役場

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年4月19日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日  
平成17年4月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人障害者スポーツコーディネーターふれあいネットワークしまね
- 3 代表者の氏名  
内田精一
- 4 主たる事務所の所在地  
松江市黒田町40番地8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、車椅子障害者、視覚障害者及び障害者が、地域の社会資源を活用してスポーツに親しみ、スポーツ活動の輪をひろげ、健康保持・社会参加促進を図り、そしてふれあいネットワークづくりが障害者のスポーツコーディネー

ト形成、生きがいと自己実現の創造となり、障害者スポーツの振興に弾みをつけるとともに、障害のある人もない人も共に生きる「共生」の町づくりを推進し、地域福祉の増進に貢献する。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 4月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 4月 7 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 福祉とまちづくりネットワーク

3 代表者の氏名

志學輝生

4 主たる事務所の所在地

浜田市港町221番地 3

5 定款に記載された目的

当会は浜田市を中心に社会情勢に鑑み、地域住民相互の助け合いを図る活動を推進することを第一義とし、福祉・教育・医療・環境等、住民の暮らしに必要であり、且つ地域で住民が主体的に活動できることを模索し、自らのことは自らが行う自助努力の推進、共に地域で助け合い共助体制を確立させ、地方自治体等公的機関の公助のあり方等を検討することにより、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与し、広く社会に貢献することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 4月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年4月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 協働の杜ワークスはまだ

3 代表者の氏名

和田康雄

4 主たる事務所の所在地

浜田市港町221番地3

5 定款に記載された目的

当会は、障害者・健常者又は年齢・性別に関係なく、市民として住み慣れた地域で自立し、暮らすために必要である雇用の場の創生、新産業の構築を図り、広く市民へ職場の提供、そのための技能修練・就労支援を実践することにより、地域の活性化を推進及び増進することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、臨港地区を定めようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成17年4月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 臨港地区の区域の案

港 湾 名	臨 港 地 区 の 区 域
知々井港	旧区域に加えて、大字知々井1671-25から同158-8及び同232-1

2 臨港地区の区域の案の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁土木建築局島前事業部及び海士町役場

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第30号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成17年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成17年4月19日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大久保稔後援会	大畑 正	福原 英己	益田市下本郷町570
倉塚かおり後援会	倉塚 保	倉塚 保	出雲市塩冶町2076
こうか満広後援会	小川 満治	寺本 石松	松江市島根町野波1965- 3
田中和彦後援会	長廻 邦一	飯島 剛雄	出雲市大社町杵築南860- 7
長谷川潤二後援会	吉田 隆夫	長谷川達也	出雲市湖陵町大池89
ふるさと振興研究会	秦 大吉	遠藤 孝	安来市安来町1075
堀江清一後援会	桐田 哲	岡崎 進	益田市高津町イ1418- 5
米原敏雄後援会	米原 敏雄	米原 敏雄	松江市宍道町昭和112

## 人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 4 月19日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第13号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表第78」を「別表第79」に改める。

別表第78の次に次の 1 表を加える。

### 別表第79

飯南町

議会事務局	局長
町長部局	総務課長 地域支援課長 総合調整課長 財政管理課長 総務課長補佐（人事担当に限る。） 院長 診療所長 部長
教育委員会事務局	教育長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

